

SSI Ultra Cloud サービス約款

2011年8月1日

目次

第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の追加・変更

第3条 用語の定義

第4条 使用する言語

第5条 通知方法

第2章 契約

第6条 契約の申込み

第7条 申込みの拒絶

第8条 契約の成立

第9条 開通予定日

第10条 契約の単位

第11条 オプションサービス

第3章 支払い

第12条 料金の支払い

第13条 料金の計算方法

第14条 料金の支払方法

第15条 保証金

第16条 割増金および遅延損害金

第17条 債権回収の委託

第18条 返金

第4章 当社の措置

第19条 修理・復旧

第20条 本サービスの一時停止

第21条 本サービスの中止

第22条 本サービスの廃止

第23条 契約者への通知

第5章 契約者の義務

第24条 自己責任の原則

第25条 第三者の監督

第26条 最低利用期間

第27条 情報の提供

第28条 権利の譲渡等

第29条 禁止行為

第30条 法の遵守

第6章 損害賠償

第31条 当社の損害賠償責任

第32条 契約者の損害賠償責任

第7章 契約の終了

第33条 更新

第34条 当社からの解除

第35条 契約者からの解除

第36条 契約終了後の処理

第8章 その他

第37条 個人情報の取扱い

第38条 請求の拒絶

第39条 準拠法および管轄

第40条 誠実協議

付則

実施日

株式会社エスエスアイ・ラボ(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する SSI Ultra Cloud サービス(以下「本サービス」といいます。)について、以下のとおり約款を定めます。

第1章 総則

第1条(約款の適用)

1. この約款は、契約者が本サービスを利用する際の一切に適用します。
2. この約款に記載しない事項については、各サービスの規約に定めるものとします。この約款と規約が異なるときは、規約が優先して適用されるものとします。
3. この約款および各規約に記載されていない事項については、契約者に事前に通知することにより定めます。

第2条(約款の追加・変更)

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、この約款を追加・変更できるものとします。
2. 当社は、変更の都度、前項により変更した約款を掲示するものとします。契約者は、掲示の時点で変更後の約款に同意したものとみなします。

第3条(用語の定義)

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信をおこなうための機械、器具、線路、その他電氣的設備、電子計算機
契約機器	電気通信設備のうち、契約者が当社と利用契約を結んでいる機器
サービス	電気通信回線に接続している電子計算機を他人の利用に供すること、電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、もしくは、その電気通信設備を他人の通信の用に供すること
開通	当社がデータセンター内に電気通信設備を設置し、本サービスを提供できる状態に置くこと
契約者	この約款および各サービスの規約の内容について承諾したうえでサービスの利用を申し込み、当社がこれを受けてサービス開通の通知をおこなった法人・個人または各種団体
料金	この約款第12条により支払いを要することとなったサービスに係る料金およびその他の債務

第4条(使用する言語)

当社が本サービスを提供する際に使用する言語は、別途当社が定める場合を除き、日本語、英語とします。契約申込み、および契約終了後の取扱いについても同様とします。

第5条(通知方法)

1. 当社から契約者に対する通知
 - (1) 当社から契約者に対する通知は、この約款で特に定めなにかぎり、メールの送付、での掲示、電話、郵便その他当社が適当と認める方法によりおこなうものとします。
 - (2) 前号の通知がメールまたは郵便でおこなわれるときは、通知の効力は、当社がメールまたは郵便物を発送したときに生じるものとします。
2. 契約者から当社に対する通知
 - (1) 契約者から当社に対する通知は、当社が指定するアドレスへのメールの送付、電話、郵便、その他当社が適当と認めるその他の方法によりおこなうものとします。
 - (2) 前号の通知がメールまたは郵便でおこなわれるときは、通知の効力は、契約者からのメールが当社のサーバに到着したとき、または契約者からの郵便物が当社に到着したときに生じるものとします。

第2章 契約

第6条(契約の申込み)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、当社所定の手続きにしたがい、利用申込みをおこなうものとします。ただし、20歳未満の申込者・成年被後見人または被保佐人は、親権者等法定代理人の同意を得ることを必要とします。
2. 当社は、契約の申込みにおいて、申込者に対し、別途当社が定める確認資料の提出を要求することがあります。
3. 申込者は、申込み受理後に当該申込みを取り消すときは、当社に対し、当社所定のキャンセル料を支払うものとしません。

第7条(申込みの拒絶)

当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当するときは、申込みを承諾しないことがあります。

1. 契約の申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき
2. 申込者が前条第1項の同意を得ていないとき
3. 申込者が過去にこの約款違反により、当社から利用契約を解除されているとき
4. 申込者が反社会的勢力と関係していると当社が判断したとき
5. その他当社が利用契約の締結を不相当であると判断したとき

第8条(契約の成立)

1. 利用契約は、第6条の申込みを承諾する当社からの通知が申込者に到達した時点で成立するものとします。
2. 前項にかかわらず、申込者が初期費用および契約に定める月数分の基本利用料の入金を当社が確認できないかぎり、当社は本サービスを提供する義務を負わないものとします。

第9条(開通予定日)

当社は、契約者に通知した開通予定日中に開通させるものとします。ただし、開通予定日までに、当社の責めに帰すべき事由によらない不測の事態が生じたときは、このかぎりではないものとします。

第10条(契約の単位)

1. 当社および申込者は、当社が提供する1回線、1サーバ、1サーバスペースまたは物理的スペースごとに1件の契約を締結するものとします。この場合、1件の利用契約および1アカウントにつき契約者は1個人、1法人もしくは1団体とします。
2. 第11条のオプションサービスに関しても、前項と同様とします。

第11条(オプションサービス)

1. 当社は、申込者または契約者から申込みがあったときは、各サービス規約に定めるところにより、オプションサービスを提供するものとします。ただし、契約者または申込者が第7条各号のいずれかに該当するときは、このかぎりではありません。
2. 当社は、基本サービスの契約期間中にかぎり、オプションサービスを提供します。

第3章 支払い

第12条(料金の支払い)

1. 契約者は、当社に対し、各サービスにかかる①基本利用料(月額もしくは年額)②オプションサービス利用料③事務手続き料④初期費用⑤その他規約で定める費用を支払うものとします。
2. 申込者は、申込みが受理された後、当社所定の期日までに、当社に対し、契約に定める月数分の基本利用料および初期費用を支払うものとします。
3. 契約者は、第26条の最低利用期間内の契約終了を希望するときは、当社に対し、最低利用期間分の残りの料金を一括して支払うものとします。

第13条(料金の計算方法)

1. 契約者の当社に対する料金支払い義務の対象期間は、開通予定日から、利用契約の終了日までとします。
2. 前条1項①の基本利用料は、毎月、暦月にしたがって計算する額とします。ただし、期間満了月については、当該月の末日までの月額基本利用料とします。

第14条(月額料金の支払方法)

1. 月額料金の支払方法は、当社指定の銀行口座に振込み送金して支払うものとします。送金手数料は、契約者の負担とします。
2. 毎月1日から末日までの基本利用料を、その前月の末日までに支払うものとします。

第15条(保証金)

1. 当社は、申込者または契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、保証金の預託を請求することがあります。
 - (1)新規に契約を申し込むとき、または一時中断していた本サービスの利用を再開したとき
 - (2)過去の利用実績に照らし各サービス規約に定める本サービスの追加料金が発生し、または発生が予想されるとき
 - (3)料金の支払いを現に遅滞し、または遅滞の恐れがあるとき
2. 前項の保証金の額は、月額基本利用料およびオプションサービス利用料の合計額の12か月分もしくは年額料金のいずれか高い金額を上限とします。なお、保証金は、無利息とします。
3. 当社は、契約者に料金の支払い遅滞等の債務不履行があるときは、保証金をもって充当することができるものとします。ただし、契約者は、保証金をもって料金支払い等の債務への充当を主張することはできないものとします。
4. 利用契約が終了したときは、当社は、契約者に対し、未払い料金その他の損害金を差し引いた保証金の残額を返還します。

第16条(割増金等)

1. 契約者が料金の支払いを不法に免れたとき、または免れようとしたときは、契約者は、当社に対して、当該料金(消費税等を含みます。)の2倍相当額および事務手数料を別途支払うものとします。
2. 契約者が料金の支払いを遅滞したときは、契約者は、支払期日の翌日から支払完了の日まで年14.6%の割合による遅延損害金および事務手数料を支払うものとします。
3. 当社は、契約者が複数の利用契約のうちいずれかの料金の支払いを遅滞したときは、既に受領している料金をもって充当することができるものとします。ただし、契約者は、前払い料金をもって別契約の料金支払い債務への充当を主張することはできないものとします。

第17条(債権回収の委託)

契約者は、料金の支払いを遅滞したときは、当社が法務大臣の認可を受けた債権回収代行会社に債権回収業務を委託することがあることを承諾するものとします。

第18条(返金)

1. 契約者が当社に支払った料金は、理由の如何を問わず、返還されないものとします。また、他のサービスへの充当もおこなわないものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、当社の責めに帰すべき事由により24時間以上継続して契約者が本サービスを全く利用できなかったときは、契約者からの求めに応じ、契約者に対し、本サービスの利用不能期間分の料金を返還するものとします。返金額は、1カ月の基本利用料を日割り計算した額とします。

第4章 当社の措置

第19条(修理・復旧)

1. 天災地変等により本サービス提供のために用いる電気通信設備が故障または滅失したときは、当社は、電気通信事業法第8条1項に基づき、以下の順にしたがって修理・復旧をおこなうことができるものとします。
 - (1) 気象機関、医療保健機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察・海上保安機関、防衛機関に提供されるもの。
輸送確保・通信確保および電力確保に必要とされ提供されるもの
 - (2) ガス、水道の供給に必要とされ提供されるもの。選挙管理機関に提供されるもの。新聞社、放送事業者または通信社に提供されるもの。預貯金業務、国または地方公共団体に提供されるもの
 - (3) 前二号の他、当社が優先して修理・復旧すべきと判断したもの
 - (4) 前三号のいずれにも該当しないもの
2. 当社は、前項の修理・復旧をおこなう目的またはメンテナンスの目的で、事前に通知することなく、以下の行為をおこなうことができるものとします。
 - (1) 契約者の契約機器内へのログイン
 - (2) 契約機器内のデータのコピー
3. 本条にいう「復旧」は、当社が代替の契約機器を用意し、契約者に対し、再設定の通知を送付した時点で完了したものとします。
4. 当社は、原則として、当社の営業時間内にかぎり、本条の修理・復旧の作業をおこなうものとします。

第20条(本サービスの一時停止)

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。なお、本サービス提供の一時停止中も、契約者の当社に対する支払義務は存続するものとします。
 - (1) 支払期限を超過しても料金の支払いがなされないとき
 - (2) 第5章に定める契約者の義務に違反したとき
 - (3) 本サービスの円滑な提供に支障があるにもかかわらず、当社がおこなう検査を受けることを拒んだとき。または、検査の結果、本サービスの円滑な提供のために技術的な改善措置が必要であると判断されたにもかかわらず、これを拒んだとき
 - (4) 契約者が権利無能力者であるとき、または権利無能力者となった場合において、法定代理人等による署名押印がなされた同意書の提出がなされないとき
 - (5) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為により、当社の業務遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れがあるとき

2. 当社は、前項第 1 号により当社が本サービスの提供を一時停止しても、契約者が当社所定の期日までに料金を入金し、当社が確認したときは、本サービスの提供を回復することができるものとします。

第 21 条(本サービスの中止)

当社は、以下の各号のいずれかが生じたときは、本サービスの提供を中止することができるものとします。

1. 当社の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
2. 個人情報の漏洩が想定される事態が生じたとき
3. 本サービスの提供場所を変更するとき
4. 当社の電気通信設備への第三者の侵入または第三者からの攻撃により、当社、契約者または第三者に損害が生じているとき、または生じる恐れがあるとき
5. 当社の電気通信設備が故障または滅失し、第 19 条の修理・復旧が不可能であるとき

第 22 条(本サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。この場合、当該サービスの全部または一部は、当社所定の廃止日をもって終了するものとします。

第 23 条(契約者への通知)

当社は、前三条の措置をおこなうときは、契約者に対し、予め(前条の場合は、サービス廃止日の 1 か月前)その旨を通知するものとします。ただし、緊急のときは、このかぎりではありません。

第 5 章 契約者の義務

第 24 条(自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用に際し、以下の各号の義務を負うものとします。

1. 本サービスの利用に必要な契約機器を、利用に適する状態に維持すること
2. 自己の利用環境に応じ、コンピュータウイルスの感染、不正アクセスおよび情報漏えいの防止等セキュリティを保持すること
3. 当社が付与するユーザ ID およびパスワードを厳重に管理すること。また、第三者にユーザ ID またはパスワードを不正使用されたことが判明したときに、当社に対しすみやかに連絡すること
4. 本サービスの利用に際し、第三者との間で紛争が生じたときに、自己の責任と費用をもって処理すること
5. 契約者保有データを保管・管理し、バックアップをとること
6. 本サービスを利用することができなくなったときに、契約機器が故障していないことを確認のうえ、当社に対し修理および状況改善を要求する通知をすること

第 25 条(第三者の監督)

契約者は、本サービスを第三者に利用させるときは、第三者に契約者と同様の義務を負わせ、適切に監督するものとします。

第 26 条(最低利用期間)

1. 契約者は、最低限、各サービス規約に記載されている期間は、本サービスを利用するものとします。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内において、サービス変更または第 28 条に定める権利の譲渡等をおこなうことができないものとします。

第 27 条(情報の提供)

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、契約者情報を当社所定の方法により正確に提供するものとします。
2. 契約者は、前項の契約者情報に変更が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。なお、契約者は、当社からの求めに応じ、契約者情報に変更があったことを証明する書類を提出するものとします。
3. 契約者は、相続、合併、会社分割等により契約者の地位の承継が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。

第 28 条(権利の譲渡等)

1. 契約者は、当社に対する料金等の支払いの遅滞がなく、かつ書面による当社の事前の承諾がないかぎり、本サービスを利用する権利を譲渡、貸渡し、質権の設定その他担保に供することができないものとします。
2. 当社が前項の譲渡を承諾したときは、譲受人は、利用契約に基づく契約者の一切の債務を承継するものとします。

第 29 条(禁止行為)

1. 契約者は、以下の行為またはその恐れのある行為をおこなうことはできないものとします。
 - (1)当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2)第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
 - (3)第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4)詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
 - (5)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売、販売広告を表示する行為
 - (6)無限連鎖講(ねずみ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (7)当社の契約機器に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - (8)他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (10)無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせるメールを送信する行為
 - (11)他者の電気通信設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用・運営に支障を与える行為
 - (12)違法な賭博を行わせ、または賭博への参加を勧誘する行為
 - (13)違法行為(拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負・仲介・誘引する行為
 - (14)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載する行為
 - (15)人を自殺に誘引・誘導し、または第三者に危害の及ぶ恐れのある自殺の手段等を紹介する行為
 - (16)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを貼る行為
 - (17)犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者が掲載することを助長する行為
 - (18)その他、公序良俗に違反すると当社が判断する行為
2. 契約者が前項各号のいずれかの行為をおこなったときは、当社は、以下のいずれかまたは複数を組み合わせた措置をとることができるものとします。契約者から再販された第三者が前項の行為をおこなったときも同様とします。
 - (1)前項の行為を止めるように要求すること

- (2) 第三者との間でクレーム等の解消のための協議をおこなうように要求すること
 - (3) 本サービスを利用してインターネット上に表示した不適切な情報の削除を要求すること
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する不適切な情報の全部または一部を削除し、第三者が閲覧できない状態に置くこと
3. 当社は、第三者から当社に対してクレームが出され、かつ当社が必要と認めるとき、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当であると当社が判断したときも、前項の措置をとることができるものとします。

第30条(法の遵守)

契約者は、本サービスの利用に際し、日本国、アメリカ合衆国の法令のみならず、電気通信設備の所在地、契約者の住所地および本サービスを利用しておこなう業務を遂行する地域の各法令(外国法、条例等も含みます。)も遵守するものとします。

第6章 損害賠償

第31条(当社の損害賠償責任)

1. 免責

- (1) 当社は、契約者が本サービスの利用および終了により被った損害について、当社の責に帰すべき事由により生じたものであり、当社に故意または重過失のないかぎり、契約者に対し、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の損害賠償責任を負わないものとします。
 - (2) 当社は、第三者が当社の電気通信設備を経由して不正な方法により契約者の契約機器等に損害を与えたときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
 - (3) 当社は、電気通信設備内に保存されたデータ等が何らかの事由により消滅・毀損したときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
 - (4) 当社は、第19条に定める事態および損害の発生・拡大の防止に最大限努めますが、これについて、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、前項第1号に基づき損害賠償責任を負うときも、契約者に対し、各サービスの月額利用料を限度額としてのみ賠償するものとします。

第32条(契約者の損害賠償責任)

- 1. 契約者は、この約款に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えたときは、当社に対して、その損害を賠償する責任を負うものとします。
- 2. 契約者は、第25条で本サービスを利用させる第三者の行為により当社に損害を与えたときは、当社に対し、当該第三者と連帯してその損害を賠償する責任を負うものとします。
- 3. 前項に基づく契約者の当社に対する損害賠償責任は、契約者が本サービスを利用できなくなった後も消滅するものではありません。

第7章 契約の終了

第33条(更新)

- 1. 利用契約は、契約者が当社所定の方法にしたがい、当社所定の期日までに更新をしない旨の意思表示をしないときは、同一条件で更新されるものとします。更新後の期間についても同様とします。

2. 前項について更新料が必要となる時、契約者は、当社所定の方法にしたがい、当社所定の期日までに更新料を支払うものとします。期日までに更新料の支払いがないときは、利用契約は、更新されないものとして終了します。
3. 第 12 条 1 項の基本利用料について年額払いを選択したときも、前項と同様とします。

第 34 条(当社からの解除)

1. 当社は、契約者が以下のいずれかに該当したときは、契約者に対し何らの通知または催告を要さず、直ちに利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 第 20 条の各号のいずれかに該当し、本サービスの停止期間経過後も改善が見られないとき
 - (2) 振出しもしくは引受けした手形または小切手が不渡りになったとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けるなどして信用状態が悪化したとき
 - (4) 民事再生、会社更生、破産、任意整理その他の倒産手続きの申立てがなされたとき
 - (5) 解散または事業譲渡をおこなったとき
 - (6) 第 29 条各号のいずれかの行為をおこなったとき(契約者から再販された第三者がおこなった場合も含みます。)
 - (7) 契約成立後に、契約者が第 7 条各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (8) その他利用契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき
2. 利用契約の解除日は、解除通知の中で当社が定めた日とします。
3. 当社は、本条による解除をおこなったときであっても、契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第 35 条(契約者からの解除)

1. 契約者は、当社所定の方法にしたがい、契約者が解除を希望する月の前々月末日までに当社が契約者からの通知を受け取ることにより、利用契約を解除できるものとします。
ただし、契約者が当社に対する料金等の支払いを遅滞しているときは、解除できないものとします。
2. 利用契約の解除日は、契約者が解除を希望する月の末日とします。

第 36 条(契約終了後の処理)

当社は、終了事由の如何を問わず、利用契約が終了したときは、電気通信設備内に残っている契約者保有のデータを返還・保管等をする義務を負わず、契約者に何らの通知をすることなく、これを削除することができるものとします。

第 8 章 その他

第 37 条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、当社の「プライバシーポリシー」にしたがい、契約者の個人情報を以下のとおり適切に取り扱います。
 - (1) 利用目的の範囲内でのみ利用すること
 - (2) 利用目的外の取扱い、または利用目的の範囲変更の際には、契約者の同意を得ること
 - (3) 従業者および第三者提供先を厳重に監督すること
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当するときに限り、契約者の個人情報を開示または第三者提供することができるものとします。
 - (1) 法令に基づくとき
 - (2) 契約者の同意があるとき
 - (3) 第 17 条に基づき、債権回収代行会社に回収を委託するとき
 - (4) ドメインまたは SSL について上位機関に対する手続きをおこなうとき
 - (5) 裁判所等の公的機関からの照会に対し、当社が任意で応じたとき

3. 契約者は、当社に対して任意に個人情報を提出するものですが、この提出がないときは、本サービスの全部または一部を利用できなくなることもあります。

第38条(請求の拒絶)

当社は、契約者からの設定変更等の請求が技術的に困難である等の理由により、当社の業務遂行上の支障が見込まれるときは、その請求を拒絶できるものとします。

第39条(準拠法および管轄)

1. この約款の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法、アメリカ合衆国法が適用されるものとします。
2. この約款に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第40条(誠実協議)

この約款に規定のない事項について、またはこの約款の条項の解釈に疑義を生じたときは、当社と契約者は、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

付則

(実施日)この約款は、2011年8月1日から実施します。